

令和5年度第4回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会

<議事要旨>

開催日時	令和6年1月24日(水) 午後2時00分～
開催場所	摂津市役所 本館3階 301会議室
出席者 (委員)	石川委員(会長)、切東委員(副会長)、武田委員、柏原委員、海野委員、 下村委員、百武委員(オンライン参加)、榎谷委員、井川委員、松田委員、 東委員、野々村委員、辻委員、長崎委員
欠席者	井口委員、増本委員、佐々木委員、西田委員
オブザーバー	摂津市社会福祉協議会 山本事務局長 地域包括支援センター 市川センター長
事務局	松方、谷内田、細井、辻、浅尾、末永、瀧上、坂本、亀崎、吉田
案件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 案件 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第9期の介護保険料について</li> <li>(2) 第9期せつつ高齢者かがやきプランの案について</li> <li>(3) パブリックコメントの実施について</li> <li>(4) 答申書(案)について</li> <li>(5) その他</li> </ol> </li> <li>3. 閉会</li> </ol>
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会 会議次第</li> <li>・委員名簿</li> <li>・【資料1】第9期せつつ高齢者かがやきプラン素案</li> <li>・【参考】パブリックコメント募集文書</li> <li>・令和5年度第3回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会議事要旨</li> <li>・令和5年度第3回摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会(令和5年12月15日開催)委員からのご意見・ご質問とその回答</li> <li>・答申書(案)</li> <li>・成年後見制度講演会チラシ</li> <li>・健康・生きがい就労トライアルチラシ</li> </ul>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
1. 開会	
保健福祉部長あいさつ、資料確認	
2. 案件 (1) 第9期の介護保険料について	
会長	ここから進行を務めさせていただきます、大阪人間科学大学の石川です。どうぞよろしくお願いいたします。まず、介護保険料について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	<p>第9期の介護保険料についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、説明に先立ちまして、昨年度実施した市民向けアンケートの自由記載の中に「介護保険料が取られるだけで何に使われているのかわからない」、「一度も介護サービスを利用したことがないので、お金だけが取られているように感じる」といったご意見がありましたので、今回市民向けに介護保険に関する説明の動画を作成しました。5分間程度の動画ですので、ご覧ください。</p> <p>【介護保険料について ビデオ上映(約5分)】</p> <p>ありがとうございました。この動画はパブリックコメントの実施に合わせて高齢介護課のYouTubeチャンネルに掲載する予定です。</p> <p>それでは、介護保険料の説明に移ります。</p>
事務局	<p>私からは第9期の介護保険料について説明します。</p> <p>まず、介護保険の運営に必要な財源についてご説明します。計画案の132ページの図をご覧ください。介護保険の運営に必要な財源につきましては、サービス利用者が支払う自己負担分を除き、半分は国と都道府県と市町村で負担し、残りの半分を65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者で負担する仕組みとなっております。また、地域支援事業の一部の事業については、第2号被保険者の40歳から64歳までの保険料は充てず、65歳以上の第1号被保険者と国と府と市町村で負担する仕組みとなっております。</p> <p>111ページをご覧ください。介護保険料の推計にあたりましては、国が提供する「見える化」システムの将来推計機能を使用しています。被保険者数や認定者数の伸びから介護給付費を推計し、介護保険料の基準額を出しています。</p> <p>次に市の将来推計についてご説明します。まず被保険者数の将来推計についてです。11ページのグラフをご覧ください。まず、高齢化率について、令和14年までは緩やかな減少から25.4%で横ばいの推移となっておりますが、令和22(2040)年にかけて増加し、28.9%になる見込みです。</p> <p>続いて、12ページの前期高齢者人口と後期高齢者人口の将来推計のグラフをご覧ください。これは65歳以上の第1号被保険者数の推計で、65歳から74歳までの前</p>

期高齢者（各年度 左側の棒グラフ）は、令和 10 年まで減少し、その後増加となる見込みですが、75 歳以上の後期高齢者（各年度の棒グラフ右側）は令和 10 年まで増加し、その後減少する見込みとなっております。とりわけ、85 歳以上人口については、令和 18 年まで増加し、5,860 人をピークに減少する見込みです。

続きまして、16 ページの要支援・要介護認定者数の推計に移ります。65 歳以上の要支援・要介護認定者数について、令和 4 年度の実績が 4,209 人であることに対し、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年には 4,543 人となり、第 9 期計画期間の最終年にあたる令和 8 年度には 4,658 人と、令和 6 年度から 260 人増加する見込みです。このような状況を踏まえ、114 ページからは介護保険サービスの見込みを作成しております。

今回、計画では予防と地域密着、介護と 3 種類に分けてご説明します。同ページ（1）居宅サービス(予防)について、訪問介護の利用が伸びており、今後も利用が増加すると見込んでおります。

次に、要支援 1、要支援 2 の方が対象になる 116 ページ（2）地域密着型サービス(予防)については、各サービスとも大きな変化がなかったことから、第 9 期の計画期間においても同程度で推移していくと見込んでおります。

117 ページ、118 ページの（3）居宅サービス(介護)については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、通所系のサービスの実績値は計画値を下回ったものの、訪問系サービスの実績値は計画値を上回っており、今後も伸びる見込みです。また、通所系サービスにつきましても新型コロナウイルス感染症の 5 類移行や、これまでの利用控えの影響を鑑み、他のサービスと同様に増加を見込んでおります。

119 ページ（4）地域密着型サービス(介護)につきましては、看護小規模多機能型居宅介護の開設年度が、当初の想定から変更になったため、実績値が計画値を下回る状況もありましたが、第 9 期計画期間においては各サービスとも増加するものと見込んでおります。

120 ページ（5）施設サービスについては、令和 4 年度の実績値が計画値をやや下回る結果となっておりますが、今後は緩やかな増加を見込んでおります。

続いて、121 ページ（6）地域密着型サービスの必要量についてご説明します。第 9 期計画期間では、第 8 期計画期間で未整備となっております地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）と認知症対応型デイサービスを、引き続き計画に位置付けてまいります。また、小規模多機能型居宅介護の事業所につきましては、通い、泊り等を組み合わせたサービスの需要は依然として存在するため、第 9 期では新たに 1 か所整備が必要であると、計画に位置付けています。

次に、介護給付費についてご説明します。126 ページをご覧ください。第 8 期計画期間中はコロナ禍による外出自粛やデイサービスなどの利用控えの影響から、令和 3 年度から 4 年度にかけて 1.7%の伸びでしたが、令和 5 年度は、少し回復傾向にあり、令和 5 年度の介護給付費は約 62 億 4,180 万円を見込んでおります。第 9 期に

	<p>つきましては、令和5年度の伸び率3.9%に加え、令和6年度から8年度までの平均伸び率を4.9%とし、3年間の総給付費を207億2,773万円と試算しています。</p> <p>次に、133ページ以降の介護保険料の説明に移ります。まず、介護保険給付費準備基金については、保険料抑制のため第9期の保険料設定に向けて全額投入します。また、所得段階別割合につきましては、第8期では所得段階を12区分として分けておりましたが、第9期では17区分と多段階化するとともに、各所得段階の区分金額と保険料率を見直し、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行います。</p> <p>以上の結果を踏まえ、第1号被保険者一人当たりの月額保険料額は6,480円で試算しておりましたが、基準月額と135ページに記載しております所得段階別の保険料率について、現在調整を行っており、最終的に基準月額6,490円で調整を進めています。こちらはあくまでも現段階の数字ですので、ご理解の程よろしくお願いたします。なお、第8期の基準月額が6,280円ですので、第9期の基準月額は第8期よりプラス210円の増額を見込んでおります。2月以降のパブリックコメントにつきましては、最終精査した金額を記載させていただく予定です。以上で、第9期の介護保険料についての説明を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。パブリックコメントでも、一番市民の関心が高い介護保険料についての説明でした。冒頭に動画の紹介がありましたので、動画を見た感想も含めて、ご意見・ご質問ありますでしょうか。</p>
委員	<p>動画は音声なしでそのまま載せるということでしょうか。動画だけだとそのまま流れていきそうな気がしますので、ポイント的なところで少し説明がある方が分かりやすいと感じました。</p> <p>介護保険料について、基金などを全部崩したうえで、この金額が限度という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>この2点について、ご回答よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>事務局お願いたします。</p>
事務局	<p>動画だけを載せるのかというご質問について、回答します。動画の概要欄に今回動画を作った趣旨である「介護保険料が何に使われているのか」、「介護サービスを使っていないので、お金を払うばかりで損ではないか」と思っている方に見てほしい旨を記載し、音声はなしで動画のみを載せる予定です。動画の後半部分では、介護予防活動にも保険料は使われているため、介護予防活動に積極的に参加し、元気な高齢者が増えることで保険料の上昇が抑えられるということをご説明しています。ご自身の支払っている保険料について関心を持ち、何に使われているかを知ったうえで、介護予防活動に参加してほしいということを周知する目的で動画を作成しております。</p>
事務局	<p>基金を全額投入するのかというご質問について、基金は令和5年度末現在で、約4億6,500万円の見込みとなっておりますので、こちらを全額投入いたしまして、保険料の上昇の抑制につなげてまいりたいと考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。2つ目につきましては委員の理解のとおりであるというこ</p>

	とですね。他、いかがでしょうか。
委員	動画の中で介護予防の取組の話がありましたが、基本的な話で恐縮ですが、これはどのように市民へ周知しているのでしょうか。私も今年から65歳になり、保険料を払うのですが、何をやっているのかわからないことに加え、どのように周知されているのかわかりません。単にホームページを見に行くだけしか、情報を知る方法はないのでしょうか。周知についての工夫が足りないのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。
事務局	<p>ありがとうございます。確かに委員からご指摘いただきましたように、周知不足については、課題として捉えております。ホームページや広報への掲載が周知のメインではありますが、先程の動画の中でもご紹介しましたように、介護予防の情報提供システムを市で導入しております。市のホームページでは、他の世代に向けた情報も掲載されているので、情報が見つけにくく、流れていってしまいますが、介護予防の情報提供システムは、高齢者を対象とした情報だけが載りますので、直近のイベント等がより見つけやすくなっております。</p> <p>広報とホームページ以外の周知として、審議会や各種講座等で、直近で開催する講座のチラシを配布し、ご案内しております。参加されている講座と内容的に少し異なるものであっても、チラシを配布しているほか、75歳に到達される方の現状把握のための訪問の際にも、チラシを配布しております。周知が行き渡っているとは言いきれないため、周知方法については今後も検討が必要ですが、そういった機会を捉えて周知をしています。また、参加した方にご協力いただき、口コミで周りの方の参加を促していただくよう、お願いしております。</p>
会長	ありがとうございます。委員よろしいでしょうか。
委員	ありがとうございます。
会長	介護保険料については、計算の話が出てきましたので、なかなか質問がづらいところですが、いかがでしょうか。
委員	この動画はYouTubeにアップするので、YouTubeで見てくださいということでしょうか。高齢者はあまりYouTubeを見ないと思います。
会長	その点、事務局は検討されたと思います。ご回答お願いします。
事務局	ご指摘のとおり、高齢者がYouTubeを見る機会は少ないとは思いますが、高齢介護課では、既存の取組として、スマートフォン講座を実施しており、デジタルデバイドの解消に努めています。講座の中で、こういった動画をご案内し、できる限り多くの方に見ていただけるよう取り組んでいきます。
会長	ありがとうございます。YouTubeに関して付け加えますと、次の議題にはなりますが、今回の計画は二次元バーコードを入れ込み、多彩な情報が見られるように設計されています。これを高齢者が読み取ることができるのかという問題もありますが、情報提供の仕方を工夫し、介護保険料の仕組みや介護予防の取組に参加することが皆

	<p>さまにどう影響するのかについての説明を好きなときに見られるようになったということが前進だと思っています。ただ、やはり簡単でもナレーションがあった方が分かりやすいのではないかとは思いました。他の委員はどうでしょうか。</p>
委員	<p>数字とグラフを中心にして作成されている啓発動画ですが、例えばこのかがやきプランの内容、つまり高齢者福祉全体を啓発する内容をメインにして、その中で介護保険制度がベースとして支えているという組み立てにした方が見る側は分かりやすいと思います。具体的な数字がないと根拠不明確な話になりますので、お金についての説明は必要ではあると思いますが、併せて高齢者福祉の全体の施策の中で、介護の社会化が必要で、制度の位置付けをはっきりさせることが必要だと思います。例えば先程話に出てきました介護予防の取組について、写真や動画を使ってビジュアルに宣伝することができると思います。かがやきプランのPR動画の中で、介護保険の位置付けを紹介するという組み立てにした方がより効果的だと思います。</p>
会長	<p>ご意見ありがとうございます。事務局からは何かございますか。</p>
事務局	<p>ご指摘いただき、ありがとうございます。委員がおっしゃったような高齢者福祉全体の啓発動画も必要だとは思いますが、パブリックコメントの開始が2月ですので、今回はこのままの動画を掲載します。今後、高齢者福祉全体を含めた内容の動画について検討していくということで、ご意見として賜ります。ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。保険料は介護保険の中でも非常に関心が高いですが、介護保険全体があってこそその保険料です。また介護保険は高齢者福祉があってこそそのことですので、かがやきプランの全体の内容や市長への答申も含め、実は全部つながっている話だと思います。</p> <p>そうしましたら、案件の2に移ってもよろしいでしょうか。</p>
<p><b>2. 案件 (2) 第9期せつつ高齢者かがやきプランの案について</b></p>	
会長	<p>本日の一番大きな案件であります案件2の第9期せつつ高齢者かがやきプラン(案)について、事務局からご説明よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは第9期せつつ高齢者かがやきプラン案について、ご説明します。</p> <p>資料1の「第9期せつつ高齢者かがやきプラン(案)」をご覧ください。</p> <p>計画全般につきまして、前回の審議会でご意見をいただき、修正した部分もごございますので、前回の審議会からの主な修正点について抜粋して説明させていただきます。</p> <p>まず、全般において、活動をより知っていただくよう活動の取組の写真や関連する情報の二次元バーコードを随所に追加しています。</p> <p>続きまして、16ページの要介護・要支援認定者の推計について、前回は暫定値としてお示しましたが、今回の数字が確定値となりますので、暫定値という言葉を省いて掲載しております。</p> <p>続きまして、56ページの基本理念の項目について、前回の審議会後に委員より個別で、提案が許されるようなら、「一人ひとりが自分らしく 健やかに暮らせるよう</p>

みんなで支え合う つながりのまち」がより趣旨に沿うのではないかというご意見を頂戴しました。そのご意見を受けまして、内部で検討し、ご提案をいただいた文言に修正しております。

続きまして、60ページの日常生活圏域の設定について、これまでの高齢介護課の説明や審議会でもいただいた意見を踏まえ、3段落目の文章を加筆しております。また、一番下に国が示している地域包括ケアシステムの姿の図を掲載しております。

続きまして、第4章について、62ページに記載していますように基本目標を評価する指標を基本目標ごとに設定しております。今回は各指標に対して維持・上昇といった方向性のみを記載しておりましたが、審議会後に、どの程度の数値の変化をもって上昇・減少とするのかというご意見をいただきました。このご意見をを受けて、他の指標と同様に目標値を記載しております。

続きまして、69ページをご覧ください。一番上の取組の指標について、今回は令和3年度、令和4年度の実績値のみを記載していましたが、今回全ての取組の指標について、令和5年度の見込みと令和6年度から8年度の目標値を追加しています。

続きまして、84ページのコラム「高齢者向けの住まいとなる施設」の部分について、前回の審議会でも養護老人ホームを表に入れるべきではないかというご意見をいただきましたので、養護老人ホームに関する記載を追加しました。また、こちらのページの下に記載しています施設数と床数の見込みについては、他の指標とは異なり、目標ではなく、見込みとして記載しております。そのため、有料老人ホームの見込みについては、これまでの増加の傾向や市の施設の整備計画に基づいて設定しております。有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅については、市に整備権限はないので、市として増やす予定があるというわけではなく、これまでの増加のペースを基に設置見込みを設定しています。

続きまして、85ページのコラムについてご説明します。前回居住支援協議会は上の5行のみを記載しておりましたが、居住支援法人に関する説明と住まい探し協力店の記載を追加しております。

次に98ページについて、前回の審議会の中で成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度内容などの説明を加えた方がいいのではないかというご意見をいただきましたので、追加しています。

続きまして、第5章は、先程説明させていただいた介護保険サービスの見込みと介護保険料について、具体的な数値を掲載しております。

136ページ以降は、計画の進捗管理の体制や、資料編として参考資料を掲載しています。

139ページから141ページについては、後日掲載します。

142ページ以降は、用語解説を掲載しています。こちらに記載している用語については、計画の中で最初に出てくる箇所の右上に※印を記載しています。以上が前回の内容からの主な修正点となっております。

	<p>最後に 72 ページについて、本日所用のためご欠席の委員より、「シルバー人材センターの取組の指標と目標について、修正の意見を出します。」ということでご意見をいただいております。</p> <p>お手元の資料では、シルバー人材センターについて会員数と延就業者数を指標に置いておりますが、延就業者数を就業実人員に変更する予定です。会員数については、令和 5 年度の見込み 940 人、令和 6 年度の目標値 1,040 人、令和 7 年度の目標値 980 人、令和 8 年度の目標値 1,000 人というご意見いただいております、就業実人員については、令和 3 年度 916 人、令和 4 年度 834 人、令和 5 年度の見込み 786 人、令和 6 年度の目標値 936 人、令和 7 年度の目標値 833 人、令和 8 年度の目標値 854 人というご意見をいただいておりますので、ご意見に基づき、修正する予定です。こちらの修正につきまして、あらかじめご承知おきください。</p> <p>以上で第 9 期せつつ高齢者ががやきプラン(案)の説明を終わります。ありがとうございました。</p>
会長	ご説明ありがとうございました。ご質問、ご意見等ございますか。
委員	<p>84 ページの養護老人ホームの記載の変更ありがとうございます。説明のところに「施設により異なる」と記載があるのですが、摂津市の養護老人ホームは 1 か所しかないの、要介護 1 から 2 および要介護 3 以上は要相談という記載にした方が、市民が他の住まいと比べることができ、選択肢が増えるのではないかと思います。</p> <p>次に 110 ページの人材の確保については、以前もお話させていただきましたが、人材の獲得が難しい中で就職フェアを実施しているため、就職フェアの事務局として限界を感じています。費用面でも人材確保の面でも実施が難しい状況ですので、予算を組んでいただきたいです。また外国人人材の確保として、外国人の生活の困難さに対する支援や日本語の勉強会等の支援を、市として検討し、取り組んでもいいのではないかと思います。</p>
会長	ありがとうございます。84 ページについて、養護老人ホームが特定の 1 か所なので、具体的に書けるのではないかとご意見ですね。軽費老人ホームも 1 か所ですので、同様に具体的に書けるのではないかと思います。84 ページと 110 ページについて、事務局から説明ございますか。
事務局	ご意見ありがとうございます。養護老人ホームの記載の仕方について、選択肢が広がるような書き方を事務局で検討します。
会長	後段の介護人材の確保に関するご意見については、いかがでしょうか。
事務局	介護人材に係るご意見については、前回の審議会でもいただいております、関係各課等と協議をしながら、より効果的な取組につなげたいと考えております。
会長	ありがとうございます。外国人人材について、介護現場ではいろいろな在留資格の方が働いていると思いますが、外国人人材への支援は事業としては、何事業になるのでしょうか。私も取り組むべきことだと思っているのですが、何らかの事業名に落とし



	込むとすればどうなるのでしょうか。
事務局	既存の事業として考えるのであれば、恐らく介護現場での業務負担軽減、もしくは生産性の向上の取組という形になるかと思いますが、新たな事業を立てることになりましたら、毎年お示ししている進捗管理の中で、具体的な事業名として掲載しますので、ご理解の程よろしく願いいたします。
会長	ありがとうございます。今期およびそれ以降も含め、積極的に検討していただきたいと思います。他、皆さまいかがでしょうか。
委員	84 ページについて、今後施設が必要とされるだろうという状況で、ほとんど増えていないのはどうしてでしょうか。特別養護老人ホームはなかなか入りにくく、順番待ちがきついという話を聞いたことがあります。施設数が6か所になり、1か所増えています。床数が29床しか増えていないのは、増えた施設の床数が29床ということなのでしょうか。
事務局	先程、保険料の説明のときに少し触れましたが、121 ページの地域密着型サービスの必要量で、地域密着型の介護老人福祉施設、所謂小規模特別養護老人ホームを1か所整備する計画を立てております。地域密着型の介護老人福祉施設は定数が29床以下と決まっているため、1か所開設に対して、床数が29床増加すると見込んでいます。
会長	ありがとうございます。84 ページの表は介護が必要になったときに安心して暮らせる施設がどれくらいあるのかがわかるので、市民にとって非常に重要な情報です。あくまでも見込みにはなりますが、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が特別養護老人ホームよりも全体での割合が高く、一番多いので、この審議会でも有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅について検討する必要があるということを示す、重要な表だと感じております。他いかがでしょうか。
委員	すみません、何点か質問です。 1つ目は、かがやきプランの根拠に関わる法律についてです。1ページの下の方に「持続可能な社会保障制度の全世代対応型」という法律を根拠として見直しを行う」と書いてあります。第8期のプランができたときに改正社会福祉法等がスタートしたため、第8期のかがやきプランでは、市長の名前で書かれた「はじめに」で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」と書かれていますが、まだ改正社会福祉法が施行されていないということもあって、本文には触れられていませんでした。第9期のかがやきプランの「計画策定にあたって」と、その後に書かれている第9期の骨子では、当時の改正のポイントとを挙げていますので、高齢者だけではなく、障害者や子どもなども含む全ての人々が支え合う地域共生社会の実現に向け、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が根拠法になっていることを明確にし、そのうえで介護保険法、健康保険法の改正法について書く方がいいのではないのでしょうか。 それから、56 ページの基本理念について、変えるのであれば、議論をして変えるべ

きだと思えます。第3回の審議会で出された案では、「一人ひとりが活躍し みんなが支え合う 安心して暮らせる つながりのまち」が基本理念として記載されていましたが、意見が出たからといって、突然変えるのではなく、変えること自体がいいのか悪いのかも含めて、審議会で審議をして変更するのが妥当ではないかと思えます。

また、内容について「安心して」という言葉が抜けていますが、基本的に市の施策は、市民にとって安心して生活をしていけるということが非常に大きなポイントだと思います。これまでかがやきプランでは「安心して」という言葉を入れていたのに、突然抜くことに違和感を覚えます。例えば今日提案されている案を活かすのであれば、「一人ひとりが自分らしく 安心して健やかに暮らせるよう みんなで支え合う つながりのまち」というように「安心」という言葉を追加し、大切にされた方が、施策としても市の姿勢としても、いいのではないかと思えます。

次に居住支援協議会に関わる85ページのコラムについて、4行目に「居住支援法人である社会福祉法人桃林会が事務局となり、～」という説明がありますが、現在、社会福祉法人桃林会、社会福祉法人光摂会が居住支援法人に指定されて活動していますので、事務局は居住支援法人と記載し、居住支援法人の説明に、具体的な法人名を記載するのはどうでしょうか。今後のことも考えて、一般化しておくほうがいいと思えました。

併せて、住宅確保要配慮者について低所得者、高齢者、障害者、被災者、子育て支援ということで法令に明記された部分がかかれていますが、ご承知のように国土交通省令は、外国人や矯正施設の退所者など、住宅確保に配慮すべき例が具体的に挙げられています。その辺りも触れて、困っている人に広く情報を提供し、住宅を確保しやすくするための協議を行う必要があるので、追記するのが適切ではないかと思えます。

続いて、89ページに認知症高齢者や家族への支援が重点課題の1つとして挙げられています。ご承知のように、今年の1月1日で認知症基本法が成立していますが、計画では全く触れられていません。認知症高齢者が地域社会で許容され、暮らしていけるよう、法律に基づいていろいろな取組をしなければならないので、冒頭の課題に認知症基本法について記載すべきだと思えます。

また、学校と連携し、小学生や中学生を対象にした認知症サポーター養成講座等の実施について、もう少し積極的に取り組む必要があると思えます。厚労省も具体的に書いており、キッズサポーターという名前で取組をしている地方自治体も数多くあります。今後の地域共生社会のことや認知症高齢者がどんどん増えることを踏まえ、これからの世代を担う子どもたちが認知症について理解するよう積極的に取り組むということも明記すべきではないでしょうか。

次に93ページに、ひとり暮らし高齢者は、基本的に近隣の方から情報を得るケースが多いという記載がありますが、男性は地域とつながることを避ける傾向にあるの

	<p>で、もう少し緩やかにつながることができる取組について考え、全体のつながり作りを進める必要があります。隣近所や地域のコミュニティーにだけ頼るのは難しい部分もありますので、高齢者の多くがスマホ等を持っているというアンケート結果も踏まえ、いろいろな媒体を通して社会とつながっていくことが必要である旨を記載してもいいのではないかと思います。</p> <p>最後に、日常生活圏について、第8期のかがやきプランの答申の際、日常生活圏について、「安威川以南圏域は東西に広く、2圏域では取り組みづらい面があります。2025年の本市の姿を見据えて、市民へのさらなるサービス提供の利便性の向上やサービス基盤の充実を図り、市民の支え合い活動を促進するため圏域の見直しの検討を進めてください。」という意見書が出されています。見直しの検討は進めたうえで、第9期でも同様に日常生活圏を2圏域とすると書いていますが、たびたび指摘していますように、高齢者がいろいろな福祉サービス等に30分以内にアクセスするという観点からいいますと、国が例示しているとおりに、日常生活圏は少なくとも中学校区程度の範囲でしか築けないということは明らかです。第8期の答申では、安威川以南地域、中央環状線を挟んだ4中校区と2中校区・5中校区をひとつの圏域として見ることは難しいという判断もあり、このような答申になったと記憶しています。行政上の対応として、以北・以南の2圏域で対応することを否定するわけではありませんが、高齢者の立場に立って、高齢者が活動できる範囲・生活をする範囲として、市がいろいろなものを整備していく方向で考えているのであれば、第9期では2圏域としつつも、更なる見直しを行い、圏域の見直しに基づく施設整備を進めるという姿勢を見せるべきではないかと感じました。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。おおむね6点のご指摘をいただきました。それぞれ事務局から回答お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。時間の都合もありますので、割愛しながらの回答にはなりますが、まず1ページの根拠法の部分について、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を明記し、また持続可能な制度にするよう新しい法律も出ていますので、両方記載する形で修正します。</p> <p>56ページの基本理念の部分について、変更する場合は審議をすべきではないかというご意見、ありがとうございます。審議をしない状態での報告となり、大変申し訳ございませんでした。今回ご提案いただきました「安心して」という言葉を追加することについて、審議会で承認をいただき、修正をさせていただきたいと考えております。</p> <p>85ページについては、桃林会だけでなく、光撮会も指定を受け、活動しているということですので、居住支援協議会の事務局を居住支援法人と記載し、居住支援法人の説明に2つの法人名を記載するという形で修正します。外国人や矯正施設の退所者についての修正は、居住支援協議会の事務局に確認したうえで、必要に応じて修正します。</p>

	<p>89 ページの認知症高齢者や家族への支援について、認知症基本法に関する記載を追加します。しかし、学校と連携しての子供向け認知症サポーター養成講座の実施については、学校現場との兼ね合いがありますので、既に記載しております「幅広い世代に」の部分に子どもを含むという記載を追加はしますが、学校との連携という記載は避けさせていただきます。</p> <p>最後に 93 ページのひとり暮らし高齢者等への支援について、スマートフォンなど、人と人の対面での交流にこだわらないつながりづくりが必要であるご意見いただきましたので、オンラインの活用等の記載を追加します。</p>
事務局	<p>60 ページの日常生活圏域について、厚労省の図や文章でも示されていますように、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供されるかという観点で再度検討した結果、現状の 2 圏域で必要なサービスが 30 分以内に提供されていると判断し、第 9 期でも、日常生活圏域は以北・以南の 2 圏域で考えております。しかし、文章の最後に「今後のまちづくりの状況に応じて」と記載していますように、第 10 期では、今後のまちづくりを踏まえ、日常生活圏域について検討します。</p>
会長	<p>ご説明ありがとうございます。事務局の回答についていかがでしょうか。</p>
委員	<p>認知症基本法の第 9 条で、認知症の日や認知症月間に認知症の啓発に取り組むよう促しております。本来、認知症基本法に基づく実施計画を各市町村でつくらなければいけません。1 月 1 日施行のため、恐らく経過措置があると思います。認知症だけ単独で実施計画を作成するのではなく、かがやきプランの認知症の部分を増やし、認知症の基本計画と重ね合わせて、作成したらよいのではないのでしょうか。第 9 期では難しいとは思いますが、例えば認知症基本法や認知症月間の啓発の取組について、コラム等で記載することを提案します。</p> <p>日常生活圏域は意見の分かれるところですから、同意を得ることは難しいと思いますので、平行線のままで結構です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。非常に重要なポイントを複数ご質問いただきました。</p>
副会長	<p>他の委員の意見と同様になりますが、外国人介護人材についての文言を入れていただきたいです。外国人の介護人材の定着に向けた介護福祉士の国家試験取得支援の学習環境の整備等、外国人人材についての記載がないので、将来的に少し入れておいた方がよいと思います。</p> <p>もう 1 点、先程の委員もおっしゃっていましたが、認知症について、認知症当事者だけでなく、その家族からの理解や納得が得られにくいです。最近、認知症初期集中支援チームで対応する事例が増えており、深刻な事例が多いですが、家族の理解や納得が得られないので、支援をしたくても次に進めないという現状です。どういう形で書くのがよいかはわかりませんが、家族の支援についてももう少し入れてほしいです。</p> <p>3 つ目は、給付適正化事業についてです。最初に介護保険料の話の中で、市は介護予防事業にも介護保険料が使われていると言っていました。多くの人は納得するかも</p>

	<p>しれないですが、私は介護予防事業だけでなく、かがやきプランの102ページから103ページにあたる給付の適正化事業に力をいれるべきだと感じます。実際市民が疑問に思うのは、介護保険が本当に適正に給付されているのかということです。84ページに記載のあるように、様々な施設があり、監査や検査を実施していると思いますが、その結果がどうだったのか、どのような指導をしたのか、介護サービス事業者の財務状況など、適正化事業の内容の充実や見える化を進め、結果等を公表しないと市民は納得しないと思いますので、給付適正化事業をもう少ししっかりするべきだと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。事務局から回答お願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。2名の委員からご意見いただいた認知症について、コラムの追記や家族への支援も含め、パブリックコメント後の修正になる可能性はありますが、検討させていただきます。</p>
事務局	<p>外国人人材については、一旦持ち帰り、文章を再考させていただきます。 給付適正化事業については、摂津市で指定している施設等は、運営指導を実施し、適正に給付がされているかを定期的に確認しております。また事業者向けに年に一回、昨年の指摘内容や間違いやすい点について、集団指導として説明をしています。しかし、委員のおっしゃったように、それを市としてやりましたというような公表には、至っておりませんので、第9期以降、実施方法も含めて検討します。</p>
会長	<p>ありがとうございます。皆さまいかがでしょうか。先程、委員から複数質問が出ていましたが、その中でも事務局から回答がありました56ページの基本理念については、計画の一番上の最も重要な文言です。委員からのご提案を踏まえ、「一人ひとりが自分らしく 安心して健やかに暮らせるよう みんなで支え合う つながりのまち」に変更するという認識でよろしいでしょうか。委員の皆さまもこのように修正をしてよろしいでしょうか。やはり「安心」というのは、特にケアが必要になった方々にとって、重要な言葉ですし、多様な意味で「安心」というのは重要なキーワードになります。この件については、審議会で改めて了承を得たということで進めさせていただきます。他に皆さまいかがでしょうか。</p>
委員	<p>市長も日頃から、安心・安全のまちづくりとおっしゃっているので、よいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、基本理念は了承をいただいたものといたします。認知症については、もともと施策の柱にもなっておりますし、また第8期からの振り返りでチームオレンジの結成等、課題についても明確に書かれておりますので、その中で今後取り組んでいく必要があることを、より細かくご指摘いただきました。 また、圏域に関しては、計画だけで考えるのではなく、現在、市や専門職、支援の方々の取組がどこまで進んでいるのかということと、計画の内容がリンクしています。実態として、安威川以南のまちづくりの取組がどこまで進んでいるのかがはっきりしないと、具体的にどう動くかという話がしづらいと思いますので、かがやきプランの計画を立てつつ、ランドデザインの取組を進めていかなければ、圏域について検討</p>

	<p>することが難しいというやり取りではないか思います。こういった計画は、普段からよく関わっておられる方が見ても、そうではない一市民が見ても、変更点について納得をしていただくことが難しいです。ぜひ市民の皆さまのご視点からも、ご意見いただければと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>これは計画ですので、どこかに第1次でも第2次でも結果がなければ、市民はこの計画は何だったのだろうと思うのではないのでしょうか。計画を立てる以上、具体的な取組を示さなければいけないと思いますが、全体的に具体的なところが一つもない気がします。今話題になっている認知症やまちづくり、つながり、健康づくりなどの大きなテーマはよく分かります。しかし、一つ一つ見ていられないので、どうしても結果やそれに対する取組を見てしまいます。私はつながりのまちせつつの取組として、いろいろなところへかり出され、チラシを配っていますが、結果が一つも付いてきません。福祉というのは非常に大事なので、具体的な計画に基づいて結果を出さないと駄目だと思います。法令があるのなら、法令に基づいて根拠を説明したうえで、摂津の高齢者2万何千人かに対して、これだけの予算でこれだけの成果を出していきまますということを説明することが、この会議の目的ではないかと私は思っています。我々は幾らでも意見を言いますが、具体的な行動や結果が伴わない答申を出しても仕方がないという気がします。具体的な意見は申し上げませんが、今のままでは、摂津市はよくなるので、第8期がもうすぐ終わり、次は第9期で、今後も続いていくと思いますので、しっかりと後につながるようにやっていただきたいと思っています。</p>
会長	<p>ご意見ありがとうございます。私も第4期から計画に関わっており、いろいろ工夫を重ねてきました。今回も、例えば46ページから第8期の基本目標に対しての振り返りとして、第8期中の取組や、参考として第8期での新しい取組について記載しています。これは1つの成果で、第8期でどう変わったのかをそれぞれの柱で分かりやすく書いていますし、コラムも第8期から加えています。委員がおっしゃったように、市民一人一人に届くことは非常に重要ですので、その努力がまだ足りないのではないかと私は受け止めました。</p>
<p>2. 案件 (3) パブリックコメントの実施について</p>	
会長	<p>議題が、パブリックコメントおよび答申の2つ残っておりますので、パブリックコメントについて事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>お手元にお配りしています参考資料「皆さまのご意見を募集します」と書かれたものをご覧ください。</p> <p>本日ご審議いただいた計画案について、2月1日木曜日から3月1日金曜日にパブリックコメントを実施いたします。本日ご審議いただきましたご意見のうち、1ページの法令に関する記載と、基本理念については、重要な部分ですので、パブリックコメント前に修正させていただきます。</p> <p>計画案については、ホームページと参考資料に記載されている閲覧場所で閲覧でき</p>

	<p>ます。提出方法は、高齢介護課への持参・郵送、ファックス、市のホームページのメールフォームとなっております。パブリックコメントでいただいたご意見については、とりまとめたうえで回答を作成し、審議会および市のホームページでお示しします。</p> <p>以上がパブリックコメントの報告事項です。ありがとうございました。</p>
<b>2. 案件 (4) 答申書 (案) について</b>	
会長	<p>皆さまご質問、ご意見いかがでしょうか。特になければ、案件4の答申案に移ります。本審議会は、計画策定について審議を行うという役割ですので、今年度末に、摂津市長に答申を行うことになっております。最終的な答申については、次回の審議会で確定し、市長に答申することになっておりますが、その素案を事務局と私で作成し、今回皆さまにお配りしています。ここに審議会委員の皆さまからご意見等をいただき、修正していきませんが、まず初めに事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは答申書(案)について、ご説明させていただきます。ただ今、会長からお話いただきましたように、今年度3月末の審議会で、計画の策定にあたって審議会の皆さまより答申をいただきます。現時点では、会長と事務局で事前に打ち合わせを行い、これまでの審議会の意見を踏まえ、答申書(案)としてまとめております。今回は案について審議していただき、本日の審議会の議論も踏まえ、会長と調整したうえで次回の審議会で最終的な答申書とする予定です。</p> <p>それでは、答申書案に沿って、ご説明します。</p> <p>まず、2ページ目の前書きについて、少子高齢化が進んでいく中で、支援を必要とする方の増加を見据え、この3年の取組を実施していただくという内容を記載しております。そのうえで、特に留意する事項を5点挙げております。</p> <p>1つ目がアフターコロナの地域づくりの活性化です。この3年間、新型コロナウイルス感染症が流行しましたが、今年度5月8日には、新型コロナウイルスの感染症が5類感染症に移行し、日常を取り戻しつつある状況です。しかし一方で、2段落目に記載していますように、感染予防として外出を控えている方や地域活動への参加が減った方が一定数おり、生活不活発による身体機能の低下や社会とのつながりの減少による孤立が懸念されています。そのため外出を控えている方も、再び社会に参加し、活動できるようにという内容を記載しております。</p> <p>2点目の適切なタイミングで適切な支援につながる連携体制の強化について、地域包括支援センターやひとり暮らしの登録という点ではライフサポーターなど、見守り体制が一定整備されています。しかし、支援が必要であるにも関わらず、SOSを発信することができないという方もいるため、支援を必要とする方が適切なタイミングで支援を受けることができるよう、連携の強化に取り組むことを記載しております。</p> <p>3点目の多様な主体の参画と活用について、会長とのご相談の中でも、1番と2番に含まれる部分があると話があったため、下線を入れています。一方で、様々な団体や</p>

	<p>民間の事業者も含め、関わる人を増やしていくという話が今年度の審議会の中でありましたので、3点目として記載するか、あるいは1番、2番に含まれているものとして取り扱うか検討が必要であるため、下線付きで記載しています。</p> <p>4点目のケアマネジャーをはじめとした介護職員の確保について、今回の審議会でも外国人人材の確保など、人材についてのご意見を多数いただき、全国的にも介護人材の減少が問題となっている状況で、本市も多分に漏れずというところです。昨年度ケアマネジャー向けに実施させていただいたアンケートでは、特にケアマネジャーやヘルパーは既に人材が不足しており、すぐに調整することが困難という声もあることから、確保に向けた取組を重点的に行っていただきたいと記載しております。また同時に、介護人材の確保として、新規の方の獲得だけでなく、離職の防止という観点からハラスメントの防止など、介護現場で働く人が働きやすい環境づくりに取り組んでくださいということを記載しております。</p> <p>最後に5番目の人生の最期まで安心して暮らせる施策の検討について、全国的な傾向と重なる部分もありますが、今後高年齢の高齢者が増加していく中で死亡者が増加する見込みとなっております。また、核家族化が進む中で、身寄りのない人の葬祭や身寄りのない方の住まいの問題についての相談があるというご意見が今年度の審議会でも何度か出ておりました。昨年度実施したアンケート調査の中でも、高齢者が不安に感じることの3番目として、終活に関することが挙がっており、今後単身高齢者の身元保証や終活の支援についても実施していく必要があることから、検討を行ってくださいという内容を記載しております。</p> <p>以上、大きく分けまして5点について答申書(案)ということで、書いております。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ご説明をいただいたとおりでございます。皆さまからご意見等いただきたいと思えます。文言につきましても、事務局と私の間で検討したものでありますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>先程から言っている意見の延長線上になるかもしれませんが、これから認知症高齢者がどんどん増えていく中で、認知症高齢者が、社会の中で普通に暮らすことを保障するような地域共生社会、いろいろな違いがあってもお互いに支え合い、助け合いながら暮らしていけるような社会をつくるということが基本になります。成年後見制度についても、お金だけではなく、日常生活に関することを、一人で管理することが難しくなっていく人が増えているので、相談も随分増えています。また、この4月から介護サービス事業者には年1回もしくは2回、虐待防止に関わる研修を必ずしなければならないということが義務付けられました。そのようなことも明記しながら、それを進めるための施策を市として積極的に取り組んでほしいと思いますので、認知症、権利擁護などを踏まえた項目があってもいいのではないかと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。柱立てでいいですと、先程事務局からご説明いただきましたが、1のアフターコロナの地域づくりの活性化は、特に新型コロナウイルス感染症の</p>



	<p>影響で減少した社会参加の取組の活性化や先程ご意見として出ました緩やかなつながりの話も1の項目に含まれます。</p> <p>委員からのご指摘は、2の適切なタイミングで適切な支援につながる連携体制について、安心して暮らすためにサポートが必要な方や認知症の方、金銭管理など経済的な支援が必要な方など、この柱でいうと2に含まれますが、適切なタイミングを強調しているの、そういった部分も含んでいるということが見えづらくなっていると思います。また、計画にはコラムとして、消費者被害についての記載がありますが、非常に深刻な課題であるため、被害数とか被害金額を書いた方がいいのではないかと思います。他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>4番のケアマネジャーを始めとした介護職員の確保と記載があるのですが、一般市民は介護職員というのはケアワーカー、要は実際に介護をするスタッフをイメージすると思いますので、ケアマネジャーを指さないような気がします。このままの記載だと、介護支援専門員が介護してくれると思う方がいるのではないかと懸念がありますので、分けて記載をした方がよいと思います。強いて言うなら、先程副会長が言われたように、外国人材のことを少し記載するなど、その辺りも踏まえて検討していただきたいです。</p>
会長	<p>他はいかがでしょう。ぜひいろいろなご意見を出していただきたいです。ちなみに第8期の答申に関しては、トピック的なものを強調しています。例えば移動支援やICTの導入、医介連携、人生の最期をどう支えるのかなど、第8期を策定した際の審議会の後半で多く議論されたことを答申で強調しましたが、今回は割と全般的な書き方をしています。全般的に書くのか、第9期に向けて特に議論したものを強調するのかについても、検討が必要だと感じています。ただ、今回の第9期に関しては、全般的に議論したという認識で、このような書き方をしています。その中で、例えば外国人材を少し強調したり、個人的には移動支援のニーズが非常に高いので、1のアフターコロナの地域づくり活性化の下から2行目の外出支援を移動支援に修正したりするなど、少し言葉を変えるだけでも雰囲気が変わると思うのですが、いかがでしょうか。第8期と比べると、市民への周知の部分を削っているのですが、今回の議論で市民にどう伝えていくのかも重要だと改めて感じています。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>2の連携体制の強化と3の多様な主体の参画と活用は、もっと具体性がある方がよいと思います。この書き方ですと、私は読んでもピンときませんでした。要するにつながりを持ってもらわないといけない、見守ってもらわないといけないわけですが、具体的なことがわかりづらいです。摂津市にはたくさんの団体がおり、審議会にも老人会やいきいき体操の会などが参加していますし、その他諸々、大から小まで、現在ボランティアをやっておられる方、それも無償ボランティアをやっておられる方もいます。福祉というのは、そういった方たちを抱き込まないと、口だけの話で終わってしまうと思います。答申書(案)にも有償ボランティアについて、書いてありますが、</p>

	<p>そういう方も抱き込まなければ、見守ることは難しいのではないかと思います。その辺りを具体的にすることによって、他のところにも関係すると思いますし、大きな成果につながる気がしますので、具体的に考えてほしいです。</p>
会長	<p>ありがとうございます。つながりのまちせつつの活動もされておりますので、特に3の多様な主体の参画と活用についてのご意見を出していただきました。もう少し具体的に、特に中心的に土台を支えていただいている団体の皆さまがいますので、団体名を具体的に書くというのも一つかもしれません。活動されている方が、自分たちの活動のことが書かれている、それが答申されているのだと強く感じることで、力になるのではないかという意見でした。ありがとうございます。他いかがでしょうか。そうしましたら、他にもご意見等あるかもしれませんが、時間の都合もありますので、ご意見ある方は事務局までご連絡ください。今いただいたご意見、その後いただいたご意見も踏まえまして、次回最終の答申を出させていただきます。</p>
委員	<p>審議会とは全然関係ないのですが、歯科医師会は、感染症に関して非常にシビアにやっています。新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、かなり自由になったということですが、最近はずごくインフルエンザも流行っています。</p>
副会長	<p>両方流行っています。</p>
委員	<p>インフルエンザも大変流行っていますが、少し怖いのは人食いバクテリアと呼ばれる溶連菌感染症です。あれが非常に増えていて、私は医師の先輩を去年一人失くしました。朝少し足が腫れぼったいと思いながら、仕事に行き、昼頃にはもうぱんぱんに腫れ、奥さんが駆け付けた時には、もう全身麻酔をかけないといけないう状態でした。そうしているうちに、透析をしなければいけなくなり、翌朝亡くなくなりました。そのような事例が非常に増えておりますが、原因がはっきりしていません。子どもの粘膜から飛沫感染で傷に入るパターンもありますが、普通は粘膜の細菌は臓器の底には進まないのに、それが進むことがあるそうです。原因として、インバウンドが多くなり、外国の強力な溶連菌が入ってきているのだろうと予測されています。30%が48時間以内に死亡します。ちょっとした腫れで、発赤が出たりした場合には、十分に気を付けてください。歯科医師会からのお知らせです。</p>
会長	<p>感染症についても、まだ注意しなければならないというお知らせでした。そうしましたら、事務局から最後の案件、その他をお願いいたします。</p>
<p><b>2. 案件 (5) その他</b></p>	
事務局	<p>ご議論ありがとうございました。その他ということで、事務局から市民向け講座のご案内を2つさせていただきます。</p> <p>まず黄色のチラシですが、表面が成年後見制度講演会、裏面が個別相談会についてのお知らせとなっております。成年後見制度は認知症などの理由で、一人で物事を進めることに不安のある方々を法的に保護して支援していく制度となっております。講演会は1番、2番と2日間あり、個別相談会は3日間となっております。こちらのセミナーは、2回とも同じ内容のものとなっております。成年後見活動を行っているNPO</p>

	<p>法人、権利擁護たかつきから講師をお招きし、具体的な説明や相談を行いますので、委員の皆さま以外にもご興味のある方がいましたら、ぜひご案内をお願いします。こちらは、まだお席に十分空きがありますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続いて、水色のチラシは健康・生きがい就労トライアルのチラシです。こちらは福祉施設で週2回、約2時間の短時間の就労を3カ月行います。年齢を重ねて、長時間の労働に不安を感じている方や、少し仕事から遠ざかっていた方が体力に応じて働くことのできる仕事となっております。働くことがいかに健康につながるのか、どのような仕事があるのかといったことを市民向け説明会の中でご説明します。説明会の後に、実際に働くかどうかを選択していただけますので、こちらにつきましてもお近くの方やご興味のある方がいらっしゃいましたら、ご案内していただければ幸いです。</p> <p>また、前回お配りさせていただきました人生会議に関する市民公開講座と認知症市民公開講座が、今週末の1月28日に開催となります。人生会議の講座については申込制となっており、ありがたいことに満員ということで受付を締め切らせていただきました。文化ホールで開催する認知症市民公開講座につきましては、当日のご参加も可能となっておりますので、お時間、ご興味のある方は、ぜひ委員の皆さまも含めまして、ご参加いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、次の審議会ですが、今回は3月27日（水）2時からとさせていただきます。会場は、これまではこの301会議室で主に開催していましたが、今回の場所は地域福祉活動支援センターとなります。社会福祉協議会や地域包括支援センターが入っている建物になりますが、皆さまご存知でしょうか。こちらは市役所から約5分程度の場所となっております。案内送付の際に詳しい地図を同封しますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。ありがとうございました。</p>
会長	<p>それでは本日の会議を終了とさせていただきます。2時間5分、ご議論いただき、どうもありがとうございました。</p>
3. 閉会	